

宇佐市の自然景観は、宇佐の「広大な平野と海」、院内の「谷」、安心院の「盆地」を特徴とし、宇佐は「海に面した広大な平野の景観」、院内は「高低のある垂直の景観」、安心院は「水平に変化する景観」と表現することができます。また、市内には、宇佐神宮や石橋・鍔絵等の歴史的な建造物、宇佐海軍航空隊の戦争遺産など、この地域の暮らしや歴史と関わりの深い多くの特徴的な景観資源に恵まれています。

宇佐市では、これまでもこれら景観資源の活用に努めてきましたが、現在、その取り組みは不十分であると言わざるを得ない状況にあります。また、国道 10 号沿道など都市化が進む地域では、経済性や効率性、機能性が重視されたため雑然とした景観が広がっており、山間部など過疎化が進行する地域では、森林・家屋等の管理が課題となっており、景観を阻害しているとの報告もなされています。

景観は、豊かさの基準が量から質に変化した時代において、都市・地域づくりの重要な要素となるものであり、全国には景観資源の有効活用によって交流人口の増加や地域の活性化が図られた事例もみられるなど、まちづくりに景観の積極活用を図ることは、大変有効であると考えます。また、景観は、私達が日常目に見ている自然や構造物等あらゆるものが対象となることから、その保全の取り組みは、暮らしやすさの向上につながると考えられます。

多くの景観資源を持つ本市においても、価値がありながら未だ市内外に周知されていない、有効活用が図られていない景観も少なからず存在しており、これらの景観を地域資源として活用することは、景観法制定の目的に合致するものであり、また、このような景観まちづくりは、先人達が残した素晴らしい景観を引き継いでいくことにつながり、これは市民の地域への愛着や帰属意識を喚起できると考えます。

このように様々な形で、市内の景観を活かしていくためには、現段階での各地の景観の特徴を分析した上で、今後の活用の方向性を示すとともに、行政と市民や事業者が一体となって取り組む景観まちづくりを推進する必要があります。

本市では平成 18 年に景観行政団体に移行しており、今回の景観計画の策定は、市内の景観資源の特徴の分析を行うとともに、それらの特徴的な景観資源について、維持・保全・活用の方向性を示すことを目的とするものです。

景観計画区域

1

良好な景観の形成に関する方針

2

一般指針区域における行為の制限

3

個別指針区域における行為の制限

13

その他の良好な景観の形成に必要なもの

24

推進体制

25

届出手続き

26